

京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

令和8年5月20日に開催した京都市環境影響評価審査会での意見を踏まえ、答申案等の対応を下表のとおり取りまとめた。

環境要素等		審査会での主な意見等	答申案
全 般 的 事 項	事業計画	○ 既存施設に比べて計画施設では、処理能力が約2倍になることは分かるが、既存の建物の高さや延床面積、搬入車両台数、作業の状況、施設の配置などの情報がないため、配慮書に記載されたい。 ○ 既存施設と計画施設との比較を配慮書に記載されたい。 ○ 計画施設における待機車両の数量や場所、作業計画などの事業計画の記載が不十分であり、配慮書に記載されたい。	1 規模や配置、運用の状況など、既存施設の情報を分かりやすく配慮書に記載すること。 2 事業計画について、従前との相違点を明らかにするとともに、事業計画の情報を可能な限り具体的に分かりやすく配慮書に記載すること。
	大気環境	○ 既存建屋にアスベストが使われており、法令に基づく飛散防止措置を講じ、適正に処理すると記載されているが、モニタリングをするのか、管理型で埋立処分するのかなど、処理方法を配慮書に記載されたい。	3 法令に基づく要求事項を遵守することはもとより、計画段階環境配慮の内容について、既存施設の解体に伴うアスベスト対策や再生可能エネルギーの導入など、可能な限り具体的に分かりやすく配慮書に記載すること。
	騒音振動	○ 背景的にある振動に対して、ある程度高くて支配的な振動であれば評価する意味はあるが、別のものの振動が大きかった場合は評価する意味がない。分かるように配慮書に記載されたい。 ○ どのような数値で予測・評価をしたのか、配慮書に記載されたい。 ○ 壁の透過損失よりも換気口からの音が支配的なことも非常に多くある。換気口からの音は、壁からの透過音よりも影響が少ないということを確認しておくことが望ましい。	4 騒音及び振動の環境影響の予測・評価に当たっては、考え方や前提条件を分かりやすく配慮書に記載すること。

環境要素等		審査会での主な意見等	答申案
大気環境	騒音振動(つづき)	○ 実際の騒音の大きさは、持ち込まれた廃棄物の種類や量によって影響を受けることもあり、基準超過が絶対に起こらないとは言い切れない。基準超過が起きた場合にどう対処するのかを検討することが望ましい。 ○ 夜間の廃棄物の受入れについては、恒常的ではなくとも、車両の出入りによる音など、様々な近隣との紛争が起こりえるため、配慮が必要である。 ○ 工事中・供用時に周辺住民から様々な問合せや催告状等が出る可能性もある。事業者として一元的な窓口を設置し、周囲の方に周知されたい。	6 発生した環境影響について問題が生じた場合を想定して予め対策を検討するとともに、一元的な相談窓口を設けて、周辺住民に適切に周知すること。
環境への負荷	温室効果ガス等	○ ガルバリウム鋼板とALCでは、製造時のCO₂排出量や耐久性が異なるため、建屋材質の相違による複数案の評価には、システム境界・機能単位を設定して建築物のライフサイクル的なCO₂排出量も加味することが望ましい。 ○ 再生可能エネルギーの導入など、記載されている主な義務規定の内容に対して、存在・供用時の計画段階環境配慮事項が十分に対応していないのではないか。 ○ 条例の要求に対してどの程度対応するのか、温室効果ガス削減量なども含めて配慮書に記載されたい。	5 建屋材質の相違による複数案の評価には、システム境界・機能単位を設定して建築物のライフサイクルでの温室効果ガス排出量も可能な限り加味すること。 3 (再掲) 法令に基づく要求事項を遵守することはもとより、計画段階環境配慮の内容について、既存施設の解体に伴うアスベスト対策や再生可能エネルギーの導入など、可能な限り具体的に分かりやすく配慮書に記載すること。
その他	交通	○ 工事等に伴い、特殊車両の通行が必要となる場合は、道路法の規定に基づく特殊車両の通行許可を取得し、法令遵守に努められたい。	3 (再掲) 法令に基づく要求事項を遵守することはもとより、既存施設の解体に伴うアスベスト対策や再生可能エネルギーの導入など、計画段階環境配慮の内容について、可能な限り具体的に分かりやすく配慮書に記載すること。

環境要素等		審査会での主な意見等	答申案
その他	その他		7 発生した環境影響について問題が生じた場合、特に既存施設において生じていた粉じん、騒音及び待機車両による周辺道路の渋滞については、追加の対策を講じること。 8 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。